

平成 29 年
第 3 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

平成 29 年 11 月 20 日 (月曜日)

議事日程 第 1 号

11 月 20 日午後 3 時 00 分開議

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期決定の件

日程第 3、報告第 1 号

出席議員 (12 人)

議 長	12 番	千	葉	英	守	君
副 議 長	6 番	濱	本		進	君
	1 番	上	村		賢	君
	2 番	花	田	和	彦	君
	3 番	伊	藤	一	治	君
	4 番	秋	元	智	憲	君
	5 番	小	貫		元	君
	7 番	浅	野	貴	博	君
	8 番	川	澄	宗之	助	君
	9 番	池	端	英	昭	君
	10 番	八	田	盛	茂	君
	11 番	内	海	英	徳	君

列席者

管理者	北海道知事	高	橋	はるみ	君	
	代表監査委員	東		陽	一	君

出席説明員

専任副管理者	本	多	弘	幸	君
副 管 理 者	上	林		猛	君

副 管 理 者	白 井	俊 君
会 計 管 理 者	辺 見 広	幸 君
総 務 部 長	早 川 友	浩 君
振 興 部 長	時 田 恵	生 君
参事(総務担当)	佐 藤 竜	哉 君
参事(管理担当)	吉 田 卓	己 君
参事(企画振興担当)	富 木 浩	司 君
参事(計画担当)	小 松 周	二 君
参事(施設担当)	山 本 敏	之 君
出 納 室 長	篠 原	聡 君
監査委員事務局次長	田 中 秀	俊 君

議会議務局職員出席者

事務局長(兼務)	佐 藤 竜 哉 君
書 記 (同)	横 田 聡 君
書 記 (同)	北 崎 孝 介 君

午後 3 時00分開会

1. 開 会

○議長(千葉英守君) それでは、ただいまより、本日招集されました平成29年第3回定例会を開会いたします。

午後 3 時01分開議

1. 開 議

○議長(千葉英守君) これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(千葉英守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

秋 元 智 憲 君
花 田 和 彦 君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長(千葉英守君) 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（佐藤竜哉君） 管理者から提出のありました議案は、報告第1号であります。

このほか、管理者から資金不足比率について報告がありました。

また、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

以上、ご報告いたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（千葉英守君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日11月20日、1日間にいたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（千葉英守君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、報告第1号

○議長（千葉英守君） 日程第3、報告第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者本多弘幸君。

1. 報告第1号の説明

○専任副管理者（本多弘幸君） ただいま議題となりました報告第1号、平成28年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件につきましてご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計決算書及び附属書類をごらんください。

初めに、一般会計について、その主なものをご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の分担金及び負担金につきましては、各母体の負担金といたしまして16億6410万7000円、第2款の使用料及び手数料につきましては、岸壁等使用料や入港料などとして9625万943円、第3款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金として1710万8092円、第6款の繰越金につきましては、前年度決算剰余金として5515万2244円、第8款の組合債につきましては、国直轄事業負担金や補助事業に対する港湾事業債として9570万円であり、歳入決算額の合計は19億2924万2755円となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

第2款の総務費につきましては、人件費、庁費、施設管理費などとして3億9425万3107円、第3款の港湾建設費につきましては、国直轄事業負担金や補助事業などに要した経費として1億6960万3425円、第4款の公債費につきましては、組合債の元利償還金として9億3995万6605円、第5款の諸支出金につきましては、港湾整備事業特別会計への繰出金として3億3313万8401円であり、歳出決算額の合計は18億4272万5292円となっております。

したがって、歳入歳出の差し引き残額につきましては、表下の欄外にございますとおり、8651

万7463円となり、この差し引き残額につきましては、平成29年度の繰越金として計上する予定でございます。

次に、港湾整備事業特別会計について、その主なものをご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の使用料及び手数料につきましては、荷役機械使用料や港湾施設用地等使用料などいたしまして4億5720万5034円、第2款の財産収入につきましては、土地貸し付け収入といたしまして2904万6387円、第3款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金といたしまして3億3313万8401円、第5款の組合債につきましては、港湾事業債などいたしまして4億3910万円であり、歳入決算額の合計は12億5859万8322円となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

第1款の総務費につきましては、人件費や施設管理費などいたしまして2億6944万4992円、第2款の港湾建設費につきましては、コンテナヤード整備などに係る起債事業費といたしまして4億3919万3434円、第3款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして5億4995万9896円であり、歳出決算額の合計は12億5859万8322円となっております。

したがいまして、歳入歳出額は同額であり、差し引き残額は生じておりません。

続きまして、主要な施策の成果につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算説明書（主要な施策の成果）をごらんください。

まず、一般会計についてでございますが、6ページをお開きください。

総務費につきましては、人件費や事務所の管理経費などの一般管理費、港湾施設の維持管理を行うための施設管理費などから成っており、これらにより、港湾施設の管理運営業務を実施したところでございます。

次に、7ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、国直轄事業の施行に伴う港湾管理者負担金や、管理組合が施行する補助事業などにより、水域施設及び係留施設など、港湾施設の整備を実施したところでございます。

次に、12ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計についてでございますが、総務費につきましては、人件費などの一般管理費のほか、埠頭用地、荷役機械、上屋及びひき船などの維持管理を行うための施設管理費から成っており、これらにより、特別会計において運営している港湾施設の維持管理を実施したところでございます。

次に、13ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、花畔埠頭用地舗装工事などを実施し、港湾施設の整備促進を図ったところであります。

以上ご説明申し上げます平成28年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得ようとするものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（千葉英守君） 次に、決算審査意見に関し、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員東陽一君。

○代表監査委員（東陽一君） 平成28年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の審査につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付されたところでございます。

決算の審査に当たりましては、決算の計数は関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であるか、また、予算の執行は経済的かつ効率的になされているか、さらに、収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務が、関係法令等に準拠し、適正に処理されているかといったことに重点を置きまして、定期監査及び例月出納検査の結果なども踏まえまして慎重に審査いたしました。

その結果、歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類並びに石狩湾新港管理組合指定金融機関の公金取扱高と符合し、相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務につきましては、総体として適正に執行されたものと認めたとところでございます。

以上が決算審査の概要でございます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（千葉英守君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、質問いたします。

最初に、2016年度決算の歳入について質問します。

一般会計における使用料は9625万1000円、構成比5%、特別会計においては4億5720万5000円で、36.3%となりました。両会計を合計した歳入に占める使用料の割合は17.4%と、年々、比率を上げています。

2015年の第3回定例会で、私は、母体の負担金に対して使用料収入の比率が低いのではないかと質問しました。専任副管理者は、低い状況を認め、さらなる使用料収入の確保に努めてまいりたいと答えています。

2016年度決算では、使用料の収入確保に向けてどのような努力を行ってきたのか、説明してください。

使用料の予算との比較では、予算現額と比べて、両会計を合わせて2728万2000円の増で、当初予算比では9345万6000円の増となりました。使用料が予算と比べて増加した理由について説明してください。

使用料の比率がふえれば、母体の負担金の割合が減少していきます。2016年度決算では、歳入に占める負担金の割合が52.2%になりました。2015年第3回定例会で、母体負担減少の展望を示すように質問しましたら、展望を示していただけず、使用料収入が年々増加している傾向にあるから、今後、母体負担金の軽減が図られていくのではないかと答弁するにとどまりました。

続く、2016年第1回定例会において、各母体の財政状況に対する認識を質問したところ、いずれの母体にあっても、依然として厳しい財政状況にあるものと認識しているとの答弁がありました。さらなる母体負担の軽減に取り組む必要があると考えていますが、管理者の見解を伺います。

次に、北防波堤延伸工事についてです。

ことしの第1回定例会で、2016年速報値をもとに西1号岸壁の利用実態を質問しましたが、2016年度決算に関連し、2016年度としてはどうだったのか、伺います。

西1号岸壁を利用した船舶数について、全体とチップ船の隻数及びチップ船の割合を示してください。

貨物量については、全体の貨物量と木材チップの貨物量、木材チップの割合を示してください。

使用料については、西1号岸壁を利用した船の入港料及び各使用料について、全体の使用料とチップ船の使用料及びその割合を示してください。

2016年度の北防波堤延伸工事は、地盤改良54メートル、6億3000万円、上部工25メートル、7900万円でした。延伸400メートルの計画に対し、事業開始から2016年度までに、地盤改良は162メートル、事業計画の41%、ケーソン製作及び据えつけは50メートルで12.5%の到達です。

北防波堤の延伸は、2022年度までに完了する予定で、今年度は予算配分がありませんでしたから、あと5年で事業を完了する計画です。北防波堤延伸工事の残事業を5年間で実施するとなった場合の単年度事業予算を示してください。

開発局の資料によれば、北防波堤延伸の効果の一つとして、荒天時における港内での避泊が可能となり、海難事故による損失回避が図られますとしています。もちろん、石狩湾新港周辺を航行する船舶が事故に遭うことは、できれば避けたいところです。

船舶の荒天への対応方法は、船舶の種類、大きさや気象の状況によって異なると思いますので、気象条件に応じた船舶の対応の基準があれば内容を示してください。

過去5年間で、石狩湾新港周辺での気象条件が理由で起きた船舶海難事故について、年ごとに隻数を示してください。

また、石狩湾新港周辺で、2016年に気象条件が理由の船舶海難事故について、具体例を挙げて説明してください。

2016年に石狩湾新港で港外避泊した隻数と港内避泊した隻数を示してください。

次に、地元企業の受注機会の確保について質問します。

昨年の第3回定例会で、主要な施策の成果の事業において、小樽市及び石狩市の企業の受注実績について質問しました。そのときの答弁では、一般会計と特別会計の合計で、全体事業が5億4914万1000円に対し、小樽市の企業は、164万2000円と、わずか0.3%の受注実績でした。さらに、再質問への答弁では、管理組合として、入札の透明性や競争性を確保しつつ、地域の実情に配慮した入札要件を設定するなど、地元企業への受注機会の確保に努めてまいりたいと述べました。

その流れで、2016年度における石狩市や小樽市の企業の受注実績について事前に資料をいただいたところ、全体事業7億383万2000円に対し、小樽市の企業が実績ゼロ円、石狩市の企業が1億7570万2000円で25%でした。2015年度にわずかにあった小樽市の企業の受注がゼロになりました。

主要な施策の成果に記載の事業について、過去5年間、一般会計と特別会計の合計で、小樽市の企業と石狩市の企業の受注割合、5年間合計の受注実績を金額と割合で示してください。

2014年9月に、公共工事品質確保法、入札契約適正化法、建設業法が改正され、公共工事品質確保法に基づく基本方針の改正、入札契約適正化法に基づく適正化指針の改正が行われました。

適正化指針では、公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関するものの一つに、一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備として、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適正な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとするとして記されています。

そこで、2016年度発注の事業で具体的にどのようにして受注機会の確保に努めたのか、事業名と入札条件、その結果について示してください。

どのような理由で小樽市の企業の受注がゼロだったのでしょうか。結果としてという答え以外の考えをお聞かせください。

2016年度決算において、地元企業への受注機会の確保ができていると考えますか、管理者の見解を示してください。

2016年10月14日付の総務省自治行政局長、国土交通省土地・建設産業局長連名の各都道府県知事宛での「公共工事の円滑な施工確保について」という要請文でも、地域の建設業者の受注機会の確保についてと要請されています。

入札の設定を変えて、さらに地元企業の受注機会の確保に努めることを求めます。お答えください。

最後に、港湾計画における外貿コンテナの推計値について質問します。

ガントリークレーンを増設し、2基体制になったときの収支計画は、港湾計画の外貿コンテナ取扱貨物量の推計値をもとに算出しています。この外貿コンテナ取扱貨物量はどのように算出したかといえば、国土交通省が2008年に実施した全国輸出入コンテナ貨物流動調査をもとにして、背後圏の貨物データから東アジア及び東南アジア向けの貨物データを抽出して推計しています。この背後圏の貨物データについて、港湾計画で背後地域は石狩圏及び南空知圏と設定しています。抽出したデータは、この背後地域の貨物データと同一なのか、お答えください。

品目ごとの係数について、全国輸出入コンテナ貨物流動調査結果が11月の1カ月間の調査なので、年間貨物量を推計するのに、品目ごとに流動調査の1カ月の貨物量と同年の年間貨物量との比較により、品目ごとに算出していると言います。例えば、2008年の港湾統計年報をもとに同様の計算をすると、水産品の輸出は、11月の輸出量が1885トンであり、年間合計が8104トンですから、品目ごとの係数は4.30になります。ところが、港湾計画の推計に当たっては、係数を11.80としています。

過去の答弁をもとに計算してもわかりません。計算の根拠となるデータが私の認識と異なっています。11月のデータと年間データの比較とは何なのか、それぞれのデータの名称をお答えください。

また、11月1カ月の港湾統計の貨物量と年間貨物量との比較ではなく、答えたデータをもとに算出した理由を示してください。

国の基本方針で、国際海上コンテナ貨物量を、国際戦略港湾以外では、2008年、617万TEUから、

2025年、700万TEUから900万TEUとの見通しを立てていることから、現状の1.297倍に全国的な貨物量の見通しを設定し、そこに北海道の人口減少率0.847を掛けて北海道の貨物量を1.099に設定しました。港湾計画では、流動調査結果をもとに算出した背後圏の年間貨物量95万5000トンにこの1.099を掛け、国際ローロー貨物を除いた101万トンを推計値としました。

このような説明を受けてきたわけですが、以上のことからすると、北海道全体の貨物が2008年に278万6000トンですから、石狩湾新港と同様に1.099を掛けると、2025年の推計値は306万2000トンになります。27万6000トンの微増です。ところが、石狩湾新港では、2008年の外貿コンテナ貨物量が15万5980トンですから、港湾計画の推計値との差は85万4650トンになります。全道でふえる量よりも石狩湾新港で増加する貨物量が多くなる推計です。

このことは、外貿コンテナにおいて、道内のほかの港湾から貨物を奪うことを前提に港湾計画が改訂されたと認識していますが、私の認識が正しいか、間違っているのか、お答えください。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の質問にお答えします。

初めに、平成28年度決算の歳入に関し、まず、使用料収入の確保に向けた取り組みについてであります。管理組合といたしましては、コンテナヤードの拡張整備など、港湾機能の充実に努めるとともに、道内外の荷主や船社などに対する企業訪問や関係団体との連携による東京での説明会開催など、積極的なポートセールスを展開し、本港の利用促進と使用料収入の確保に努めてきたところでございます。

次に、使用料収入が予算額と比べて増加した理由についてであります。平成28年度予算と比較し、岸壁使用料やひき船使用料などの使用料収入がふえておりますが、岸壁使用料につきましては、チップ船やスクラップ船の大型化や入港隻数の増などにより岸壁使用料がふえたこと、また、ひき船使用料につきましては、コンテナ船などが入出港時の安全性を考慮し、ひき船使用時間が増となったことから使用料収入が増加したものと考えているところでございます。

次に、母体負担の軽減についてであります。これまで、管理組合では、積極的なポートセールスにより、本港の利用促進を図ってきたところであり、平成28年度の取扱貨物量及び外貿コンテナ取扱個数は、いずれも過去最高を記録したところでございます。

管理組合といたしましては、各母体の厳しい財政状況に鑑み、引き続き、関係団体と連携しながら、取扱貨物量の増加や使用料の増収に結びつく取り組みを積極的に行い、母体負担の軽減につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事に関し、まず、西1号岸壁を利用した船舶数の内訳等についてであります。平成28年度に西1号岸壁を利用した船舶は29隻であり、そのうち、チップ船は16隻で、チップ船の占める割合は55.2%となっているところでございます。

次に、西1号岸壁を利用した貨物量の内訳等についてであります。平成28年度に西1号岸壁で取り扱われた貨物量は120万7441トンであり、このうち、木材チップの貨物量は120万4258トンで、木材チップの占める割合は99.7%となっているところでございます。

次に、西1号岸壁を利用した船舶の使用料の内訳等についてであります。平成28年度に西1号岸壁を利用した船舶の使用料は4318万7133円であり、そのうち、チップ船に係る使用料は4133万4401円で、チップ船の占める割合は95.7%となっているところでございます。また、使用料の内訳は、入港料が175万5721円、そのうち、チップ船の占める割合は173万261円で98.5%、岸壁使用料が2649万4705円、そのうち、チップ船は2606万9415円で98.4%、ひき船使用料が1449万2027円、そのうち、チップ船は1332万9975円で92.0%、船舶給水施設使用料が44万4680円、そのうち、チップ船は20万4750円で46.0%となっているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事の残事業の単年度事業予算についてであります。北防波堤の残事業費は約81億円であり、平成30年度以降の単年度の予算要望額は、北防波堤の早期完成に向けて事業の促進を図るため、年間施工量などを踏まえて、事業費は20億円程度を考えているところでございます。

次に、気象状況に応じた船舶の対応の基準についてであります。本年6月に本港の水域利用者などで構成する石狩湾新港安全対策協議会におきまして、港域内外における衝突事故等の防止を目的に、船舶の安全運航確保のための合意事項といたしまして、荒天時にいかりをおろして停泊する、いわゆる錨泊が可能な船舶の基準及び海域が定められたところでございます。

その内容といたしましては、総トン数1000トン以内、載貨重量トン数2000トン以内、全長92メートル以内の全ての条件を満たす船舶に限り、荒天時に北防波堤の内側に設定された港内の指定海域におきまして錨泊できるとされており、北防波堤の外側に設定された港外の指定海域では荒天時の錨泊はできないとされているところでございます。

次に、過去5年間の船舶海難事故についてであります。小樽海上保安部に確認したところ、石狩湾新港付近における気象条件を主因とした船舶海難事故の隻数は、平成24年が3隻、25年が1隻、26年が1隻、27年がゼロ隻、28年が1隻であり、平成28年の1件は、プレジャーボートが横風を受けて転覆し、救助されたという事例であったと聞いております。

次に、避泊した隻数についてであります。平成28年における入出港届で確認したところ、避泊の実績はなかったところでございます。

次に、地元企業の受注機会の確保に関し、まず、主要な施策の成果に記載した事業における地元企業の受注実績等についてであります。小樽市並びに石狩市の企業の各年度の受注額の割合は、平成24年度は小樽市が約13%、石狩市が約46%、25年度は小樽市が約21%、石狩市が約26%、26年度は小樽市が約10%、石狩市が約25%、27年度は小樽市が約0.3%、石狩市が約31%、28年度は小樽市がゼロ%、石狩市が約25%であり、過去5年間合計の受注額及び割合は、小樽市が約2億6025万8000円で約9%、石狩市が約8億6437万円で約29%となっているところでございます。

次に、具体的な受注機会の確保への取り組みについてであります。平成28年度に発注した花畔ふ頭用地舗装工事及び花畔ふ頭用地舗装工事その2につきましては、事業の規模などから、入札参加資格を舗装工事A等級としましたが、共同企業体の活用により構成員として舗装工事B等級の地元企業も入札に参加できることとし、受注機会の確保を図ったところであります。地元企業を含めた共同企業体からの入札参加申請はなかったところでございます。

次に、小樽市の企業の受注実績がなかった理由についてであります。平成28年度につきましては、

地元企業の入札参加資格が可能な工事等におきまして小樽市の企業の入札参加申請が少なかったことが要因の一つと考えられるところでございます。

次に、平成28年度の地元企業への受注機会の確保についてであります。主要な施策の成果に記載した事業のうち、一般競争入札を実施した全ての工事等において地元企業の入札参加を可能としており、地元企業への受注機会につきまして一定程度の確保が図られたものと考えているところでございます。

次に、地元企業のさらなる受注機会の確保についてであります。今後とも、事業の規模や企業の技術力を勘案しながら、地域の実情に配慮した入札参加要件を設定するなど、地元企業への受注機会の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、港湾計画に関し、まず、背後地域の設定についてであります。平成27年改訂の港湾計画におきましては、本港の主たる背後地域を石狩圏及び南空知圏とし、それらの地域以外の北空知や中空知なども背後地域としているところでございます。また、国が実施した全国輸出入コンテナ貨物流動調査から抽出したデータにおきましても、港湾計画と同じ背後地域としたところでございます。

次に、各貨物データの内容についてであります。コンテナ貨物量の推計においては、背後地域に関連する年間貨物量を算出する必要があることから、国が作成した北海道港湾統計の品目ごとの年間貨物量を平成20年11月に実施した全国輸出入コンテナ貨物流動調査の全道港湾1カ月分の貨物量で割り返し、係数を求めたところでございます。

また、そのデータを使用した理由といたしまして、本港の港湾統計年報では想定した背後地域の貨物量を把握することが難しいことから、全国輸出入コンテナ貨物流動調査と北海道港湾統計のデータをもとにしているところでございます。

最後に、コンテナ貨物量推計の考え方についてであります。港湾計画におきましては、コンテナが他港からシフトすることを想定したものではありませんが、本港の利便性向上や輸送の効率化が図られることなどにより、今後、本港で取り扱いが見込まれる地域を背後地域と想定し、貨物量を推計したところでございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 再質問をします。

決算の歳入の中で、母体負担の軽減についてです。

歳入の面で、増収を上げ、母体負担の軽減に努めていくという答弁ですけれども、歳出のほうでは、どのような努力を行って母体負担の軽減を図るおつもりなのか、お答えください。

次に、西1号岸壁の利用実績について、統計年報の暦年による集計では、西1号岸壁を利用した船舶は27隻、そのうち、チップ船が19隻でした。2016年度は、年度で集計するとチップ船の割合が減少することになるのですが、恐らく、2016年1月から3月より、2017年1月から3月のほうがチップ船以外の船が多かったということが想像されますが、なぜ、昨年1月から3月より、ことし1月から3月のほうがチップ船以外の船が西1号岸壁を利用する割合が多かったのか、理由を説明してください。

次に、船舶海難事故についてですけれども、ことし6月に合意事項を定めたということなのですが、なぜ、ことし6月なのか、国の通知や法的義務によるものなのか、何か事故があったということなのか、定めることとなった経緯を説明してください。

総トン数1000トン以内などの条件が答弁にありました。それ以外の船については、基準がどうなっているのか、説明してください。

また、港外避泊が認められる場合について説明してください。

北海道開発局の再評価に関する説明資料では、北防波堤の延伸によって、安全な航行や荷役に加えて、荒天時における港内での船舶の避泊が可能になりと説明され、図解でも、港内静穏度が低いため、避泊が困難であると記載されています。しかし、6月の合意事項で港内避泊と定められたとなれば、このことを延伸工事の理由の一つにすることは現実と合わないと考えますが、管理者の見解を伺います。

海難事故について示していただきましたけれども、そのうち、貨物船についてはどのような状況で海難事故が起きたのか、説明してください。

避泊の実績についてはなかったということなのですが、港湾統計年報では避難船は2隻あることから、避難するだけの荒天だったときがあったと推測するのですけれども、それでも避泊の実績がなかったのはなぜなのか、説明してください。

次に、地元企業の受注機会の確保についてです。

答弁を聞いても、ここ数年、小樽市の企業の受注が減少傾向にあります。5年間でわずか9%です。少なくとも石狩市の29%に近づいてほしいと思うのですけれども、小樽市の税金がここには入っているわけですからね。

答弁では、舗装工事の例を挙げていました。舗装工事の場合、小樽市内に本社がある企業で舗装工事A等級の企業はありません。ですから、入札参加申請が少なかったと言いますが、2016年度の主な工事の一つがこの舗装であって、入札参加申請がないのではなくて、できないというのが実情ではないかと思えます。ただ、小樽市内に営業所がある企業という枠でしたら、舗装工事A等級の企業はあります。

また、共同企業体で地元企業も入札に参加できるようにしたと言っていましたけれども、舗装工事A等級の企業が単独で受注できる条件と並列になっていたら、舗装工事A等級の企業は単独で入札に臨むことになります。このような場合、共同企業体を前提にして小樽市や石狩市の企業が参画していることを条件とする参加資格の設定を考えてほしいのですけれども、前向きな答弁をお願いいたします。

今後について、地元企業の受注機会の確保に努めてまいりたいと昨年と同じ答弁がありました。ただ、今年度、総合評価を取り入れた入札もあったと聞いています。どのようにして受注機会の確保に努めていくのか、もっと具体的に示してください。

次に、港湾計画についてです。

背後地域の設定は、北空知や中空知なども入っているという答弁でした。港湾計画の資料において、石狩、南空知について色が濃く塗り潰されていて、そのほかにも北空知や中空知などが薄く塗り潰さ

れていますが、これらの地域全てのデータを流動調査から抽出したということでしょうか、お答えください。

他港から貨物を奪うことが前提ではないのかと聞いたら、否定しませんでした。他港で取り扱っている貨物でも背後地域に指定した地域の貨物なら石狩湾新港で取り扱いが認められると設定した背後地域の貨物のうち、石狩湾新港以外で取り扱われている貨物量はどのくらいと推計しているのか、トン数と全体の推計値との割合を示してください。

以上です。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、平成28年度決算の歳入に関し、母体負担の軽減についてであります。歳出の削減につきましては、これまでも施設整備の平準化や管理運営経費の節減などの取り組みを行ってきたところでありますが、引き続き、効果・効率的な事業の執行により、母体負担の軽減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事に関し、まず、西1号岸壁の利用実績についてであります。平成28年1月から3月に西1号岸壁を利用した船舶は7隻で、全てチップ船であったことに対し、平成29年1月から3月に利用した船舶9隻のうち、チップ船は4隻で、それ以外に、北海道電力株式会社の石狩湾新港発電所建設工事に伴う一般貨物船などが利用したことにより、チップ船以外の割合が多くなったところでございます。

次に、合意事項が定められた経緯についてであります。近年、本港におけるLNG船やLPG船など危険物積載船舶の入港隻数の増加に伴い、船舶交通の安全確保の措置を講ずることが求められていたところでございます。そのため、昨年9月から、石狩湾新港安全対策協議会で錨泊可能な船舶の基準が検討され、本年6月に開催された同協議会の総会におきまして合意事項の決定に至ったところでございます。

次に、錨泊可能な船舶の基準についてであります。石狩湾新港安全対策協議会における合意事項は、先ほどお答えしましたとおり、総トン数1000トン以内など三つの条件を満たす船舶について錨泊可能な海域等を定めたものであり、この条件以外の船舶につきましては基準を定めていないところでございます。

次に、港外避泊の条件についてであります。港外での錨泊につきましては、荒天時には錨泊不可、また、荒天時以外は、船型を問わず、錨泊が可能とされているところでございます。

次に、北防波堤延伸工事の理由についてであります。国の再評価に関する資料では、北防波堤の延伸により、整備前と比べ、錨泊が可能な海域の静穏度が向上し、避難船の受け入れ可能回数の増加が見込まれていることから、北防波堤を延伸することにより、海難事故の減少に寄与するものと考えているところでございます。

次に、貨物船の海難事故についてであります。小樽海上保安部に確認したところ、平成25年の1件が貨物船に係る事故であり、この事故は、石狩湾新港を出港後、荒天のために航行が困難となったことから、巡視船による監視警戒を行い、天候回復後、伴走警戒のもと、石狩湾新港に入港したもの

と聞いております。

次に、避泊の実績についてであります。港湾統計年報の避難船2隻につきましては、避難を目的に入港したが、錨泊せず、岸壁に係留したものであることから、避泊の実績とはしていないところでございます。また、荷役を目的に入港した船舶が荷役の前後に荒天により港内で錨泊した場合でも、入港の目的が荷役であるため、避泊の実績とはしていないところでございます。

次に、地元企業の受注機会の確保に関し、まず、入札参加資格の要件についてであります。国土交通省中央建設業審議会が定めた「共同企業体の在り方について」において、「公共事業の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめる」とされていることから、工事の発注に当たっては、単体企業への発注を前提とし、共同企業体を活用しているところでございます。

次に、受注機会の確保についてであります。これまでも、一般競争入札の実施に当たっては、事業の規模や企業の技術力を勘案しながら、全ての工事等において地元企業の入札参加が可能となる要件を設定し、受注機会の確保を図っており、引き続き、入札の透明性や競争性を確保しつつ、地元企業の受注機会の確保に努めてまいります。

次に、港湾計画に関し、まず、背後地域のデータについてであります。外貿コンテナ貨物量の推計に当たっては、北空知や中空知などを含めた全ての背後地域を対象としており、全国輸出入コンテナ貨物流動調査のうち、外貿コンテナと想定されるデータを抽出したところでございます。

最後に、本港以外の貨物量などについてであります。全国輸出入コンテナ貨物流動調査のデータは、本港の外貿コンテナ貨物量を推計する目的として提供いただいております。背後地域の貨物量は公表されていない他港の詳細な内容などが含まれているところでございます。

このことから、本港以外の貨物量と割合はお示しすることができないところでありますが、背後地域における外貿コンテナ貨物は、推計値を輸出25万9120トン、輸入79万420トンと算出しており、この値から国際ローロー貨物を差し引いた輸出24万6130トン、輸入76万4500トン、合わせて101万630トンの本港の外貿コンテナ貨物の推計値としたところでございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 小貫元君。

○5番（小貫元君） 港湾計画についてのみ、再々質問します。

答弁では、背後地域について、宗谷や留萌、上川北部・中部などを含んで、その地域の貨物で石狩湾新港を利用していない貨物も石狩湾新港で扱う推計になっているということです。ほかの港からの貨物移動を見込み、港湾計画の貨物量を算出しています。

質問の一つ目に、小樽港との関係です。

小樽港は、中国コンテナ航路を持っています。石狩湾新港の中国とのコンテナ航路は、韓国や苫小牧を経由しての航路です。港湾計画の背後地域のコンテナ貨物で、石狩湾新港を利用していない中国向けの貨物も石狩湾新港で取り扱う推計になっているのではないですか、お答えください。

二つ目に、道内の他港からどの程度の貨物がシフトすると見込んでいるのかについてですけれども、石狩湾新港以外の貨物量と割合は示せないということでした。背後地域の貨物には、石狩湾新港

で取り扱っている貨物と石狩湾新港以外で取り扱っている貨物があります。石狩湾新港以外で取り扱っている貨物の何割が石狩湾新港を利用すると見込んだのか、このことは公表されていない内容とは関係ないと考えますので、お答えください。

以上です。

○議長（千葉英守君） 専任副管理者本多弘幸君。

○専任副管理者（本多弘幸君） 小貫議員の再々質問にお答えします。

初めに、港湾計画に関し、まず、中国向けのコンテナ貨物についてであります。港湾計画改訂時におきましては、本港から中国向けコンテナ貨物の実績があったことから、将来、陸上輸送の効率化が図られることなどを想定し、背後地域での中国向け貨物は本港で取り扱われることとしてコンテナ貨物量を推計しているところでございます。

なお、現在、本港での外貿定期コンテナ航路は、韓国から中国の港まで延伸されているところでございます。

最後に、背後地域の貨物についてであります。外貿コンテナ貨物の推計値は、国の調査結果から、海外地域や背後地域などの条件を設定し、データを抽出後、品目ごとの係数や伸び率を乗じることなどにより算出しており、ここで算出された貨物量は全て本港で取り扱うこととしているところでございます。

以上です。

○議長（千葉英守君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（千葉英守君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して、報告第1号、2016年度各会計歳入歳出決算に不認定を主張し、討論します。

2016年度は、改訂された港湾計画をもとに事業が実施されました。本日の答弁でもあったように、外貿コンテナの推計値では、背後地域の貨物は、現在、小樽港や苫小牧港で取り扱っている貨物を全て石狩湾新港にシフトするという見込んでいた計画であり、他港との連携など考えていない問題の港湾計画だと言わなければなりません。

そこで、北防波堤延伸工事が約7億円かけて続けられました。その恩恵を受ける西1号岸壁の利用実績は、船舶数においても、貨物量においても、使用料においても、この工事が王子エフテックスのためであり、とても公共性があるとは言えません。急ぐ必要のない工事であり、凍結を求めます。

また、2016年度決算での主な施策の小樽市企業による受注金額はゼロとなりました。2016年度決算における母体の負担金は、歳入の半分を占めています。

管理組合は、母体の財政状況は厳しい、地元企業の受注機会の確保に努めると言いますが、厳しい財政の中で支出する税金が地元経済に還流されるよう、入札の改善が必要です。

以上、討論といたします。

○議長（千葉英守君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

それでは、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（千葉英守君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（千葉英守君） これをもちまして、平成29年第3回定例会を閉会いたします。

午後3時55分閉会

